

「法律家の仕事は面白いか？」

榊原 富士子¹

初めまして。弁護士の榊原と申します。どうぞよろしくお願いします。

先ほどアンケートしていただいたところ、多様な学年の方、学部の方がいらっしゃるということで、とても嬉しいです。日本の法律家の数は、最近増えたとはいえ、アメリカのように多くはないので、皆さんが法律家に会う機会はまだまだ少ないのではないかと思います。そこで、ありふれた事務所ですが、私の事務所がどんなところなのか、少し自己紹介を兼ねながらお話をしたいと思います。

これは事務所の写真です。私は今年ちょうど60歳です。皆さんの中の新入生の方と比較すれば、多分3倍以上を生きてきているかと思います。弁護士になって34年目になります。市ヶ谷で、この写真にあるような小さな「さかきばら法律事務所」という法律事務所を開いています。この、右3分の2ぐらいに写っているところ、これは相談室ですね。写っていない左のほうに弁護士が仕事をしている場所があります。弁護士は6人ですが、約30歳から66歳くらいまでの多様な年齢の弁護士が所属しています。こういう小さい事務所で、本当に手工業のようにですね、本には書いていないいろいろなノウハウを、先輩から後輩へ日々引き継いでいたり、あるいは逆に、若い弁護士のフットワーク、パワー、調査力のすごさといったものは、高齢の側からみると、すごいものがありますので、助けてもらったりというふうに、互いにギブアンドテイクでやっております。事務局を含めても、非常に親密な関係です。家族より一緒にいる時間が長いかもしれません。こんな感じで今弁護士の仕事をしております。

ただ、弁護士6人というのは、私は人数の少ない事務所だと……顔がみえて皆親しい事務所だと思っているのですが、日本の法律事務所を調べてみますと、なんとですね、一人でしている事務所が6割なのです。すると、いずれ、その弁護士が亡くなると消えていく事務所ということです。また、5人以下の法律事務所の割合は、全体の94%になります。すると、うちの事務所は大手なんだ（笑）といったりもするわけです。

ところでですね、日本で一番弁護士が多い事務所って、皆さん、何人くらいだと思いますか？ 1000人、500人、300人……？ 約450人位がいる事務所が最大です。赤坂にある、「西村あさひ」という法

¹ 著者の略歴：弁護士（さかきばら法律事務所）、元早稲田大学大学院法務研究科教授、家族＜社会と法＞学会理事、ジェンダー法学会理事。家事法分野を専門とし、非嫡出子の相続差別訴訟、婚外子の住民票・戸籍記載訴訟、通称使用訴訟等に弁護士として関わってきた。主要著書：『家族法実務講義』（2013年）、『涉外離婚の実務』（2012年）、『離婚家庭の子どもの気持ち』（2008年）、『離婚裁判例ガイド（第2版）』（2005年）、『結婚が変わる 家族が変わる』（1993年）、『楽しくやろう夫婦別姓』（1989年）など。

本稿は、2014年5月7日（水）に行われた青山学院大学法務研究科主催講演会「法律家の仕事は面白いか？」の録音反訳を校正していただいたものである。ご多忙にもかかわらず講演をお引き受けいただき、校正の労をお取り下さった榊原先生に対して、心からお礼を申し上げます。

律事務所です。それでも多いと思うのですが、これを世界で見ると、どうでしょうか。最大の人数で、**Baker and McKenzie** という法律事務所が約 3800 人だそうです。もう、顔が見えませんか。大人数で力を合わせて法律事務所を運営しているわけですね。ただ、多いほど良いという単純なことではありません。小さいからこそできることもいっぱいあります。そして、一人だからこそできることもあります。

さて、私の事務所では、さきほどご紹介いただいたように、家族の事件、離婚、親子の面会交流、父親への認知請求、認知症になったので成年後見人を選任する、遺言を書く、遺産分割をするなどの親族・相続事件が、約 8〜9 割を占めています。もう一つの柱としては、ジェンダーにかかわる事件が少なくなっているのが特徴です。たとえばセクシャルハラスメントの事案ですね。場所は、職場や学校、色々な場面があります。今日は、結構、女性の方もたくさん来てくださっていますが、日本の弁護士の数はいくつでしょう。グラフでは、30 から 39 歳の法律家の数が圧倒的に多いですね。これは、ロースクールができて、合格者、採用人数が増えていったということも大きいかなと思います。

もう一つ、男女別の増加を示す図。これは弁護士白書からとってきたのですが、この 20 年で見ると、男性の弁護士は 2 倍に増えています。だけど女性はどうでしょう。7 倍に増えています。それくらい、まだ女性のほうが人数は少ないですが、加速度的に増えてきたということがいえます。女性の皆さんに頑張ってほしいと思います。

では、全体の中で女性法曹の割合はどうでしょうか。平成 23 年までのデータですが、女性法曹が 17%以上います。「法律家」といって、司法書士さん、税理士さんもそうだし、行政書士さんも含まれますけれども、「法曹」と言いますと、裁判官・弁護士・検察官の 3 種類になります。裁判官はわかりますね。弁護士は民事事件も刑事事件も行政事件も扱います。検察官は刑事事件で犯人を訴追していく役割を持ちます。最近の傾向としては、裁判官・検察官の中で女性の採用割合が増えていて、3 分の 1 以上になってきています。弁護士はそれほど伸びていません。その理由としては、裁判官・検察官のほうが、育児休業制度等がちゃんとあり、結婚して、子供を産みやすいという面もあるとも言われています。

では、私の話ですが、私がなぜ法曹を目指したかということ、色々なことの積み重ねです。今日の紹介の文章でも、弁護士ドットコムを引用してくださっていたので、公害事件のことが書いてあったと思います。思い出してみると、50 年くらい前のできごとがあります。私が小学校 3 年生の頃です。皆さんも子どもの頃、漫画を読んだと思います。私の子ども時代、少女フレンド、マーガレットという週刊誌の漫画雑誌がありました。その中に、漫画ではない記事もありまして、水俣病の女の子の話、今でも忘れられない記事がありました。題名も覚えているのですが、でも、「生きているお人形。久美子ちゃん」という記事でした。自分と同じくらいの年齢の女の子が、熊本県の水俣市に住んでいたけれども、だんだん手足が動かなくなって寝たきりになってしまったと。とても、人形みたいにきれいな顔をしているその女の子をお母さんがずっと介護していると。その原因は工場の排水にあるらしいということがわかりかけた時代でした。

その約 10 年くらい後、私が高校 2 年か 3 年生の頃に、新聞の 1 面に、水俣病について、原告勝訴という記事が大きく載りました。昭和 46 年、47 年頃です。若い皆さんには想像つきにくい時代かもしれませんが、高度経済成長が終わった頃、たくさんの公害を発生させてしまい、その後始末を日本がしなきゃいけなくなり始めた時代です。判決がどんどん出ました。全国でもいくつかの著名な公害裁判が勝訴していった時代です。他に、四日市の喘息の公害、富山のイタイイタイ病などがありました。四大公害といわれた裁判で原告が勝訴していったのです。そういう社会の動きを見ていて、弁護士という仕事があるのだということを知りました。その時に、私が小さい頃に読んだお人形と言われた女の子の話と、判決の認定を知って、とても衝撃的でした。原因を作った企業があつて、工場から水銀を垂れ流していたこと、その近隣の漁業をしていた人達が、たくさんの魚を食べて、手足が痺れていたり、動けなくなっていたりしたこと、そしてそれを証明するのにこんなに時間がかかったのだということも衝撃でした。その後、皆さんもご存知の通り、水俣病の救済の適用の範囲を巡って、ずっと何年も裁判が続いてきましたね。

もう一つは、今日も紹介いただいたように、法曹をめざすきっかけの 1 つは家族のことです。高校生の頃、新聞を読むのが好きで、「家族の法律」というコラムがあり、鍛冶千鶴子さんという女性の弁護士さんを知りました。その記事の中で、家族という団体が先にあって、団体が大事なのではなくて、個人の一人一人が団体よりも大事にされなければいけないんですよということを、具体例を込めてエッセーを連載されていました。憲法 13 条の「個人の尊厳」の意味そのものです。私自身は 3 世代同居の家族に育って、母の苦労を見てきましたので、その記事はとても心に残るものでした。母が外へ働きに出たいと思っても、おばあちゃんが嫁は出てはいけないと言う、母は従わざるをえないというような自分の家族を見てきました。この身近なことが、法律と関係があるんだと思うようになりました。古い話ばかりで恐縮です。弁護士になってからも、いくつも専門分野を扱えるわけではなく、私が一番こだわっているもの何だろうと思うと、やはり家族のことだと思いました。そして、そういう法律事務所を訪ねて就職させていただきました。

しかし、弁護士になってみると、むしろ、私は幸せな仲のいい家庭で育っていたのだということをつくづく知るようになりました。家族のトラブルの相談が毎日のように持ち込まれ、こんなに家族という密室の中に、暴力や暴言がたくさんあるのだということを知りました。離婚したいと訴えてくる女性達の相談が多かったのですけれども、その中に、話を聞いているだけでも緊張を伴うようなものもありました。典型的なのは性暴力です。中学生、高校生の子供がいるのに、子どもが起きている時間帯に夫が性行為を求めてくると。嫌だと言って妻が抵抗すると、体を押さえつけて性交渉をされる。手に内出血の跡や痣が残ります。夫婦といっても、まさにレイプです。妻が抵抗するのでドタンバタンと音がする。子供達は隣のほうの部屋でひっそりとじっとして我慢している。子どもたちは、最初は親が喧嘩していると思っていた。しかし、次第に、そうではないとことを子供も気づいて、子どもたちも苦しんでいた。こんな繰り返しの毎日から解放されたい、逃れたいという女性がたくさんいました。私自身は、

自分の父母の夫婦喧嘩は少しみたことがあります、暴力の場面を経験したことがなかったので、それは衝撃でした。

もうひとつはですね、一人の子供を巡って父母あるいは祖父母も加わって争うという事案です。ある犯罪経験もある男性が、離婚後に子供が公園で遊んでいる際に、幼児を勝手に連れ去りました、弁護士になってからまもなく受けた事件ですが、まだ知識も経験も足りない中で、必死でたたかいました。裁判所は、3歳の女儿を引き渡せという命令を出してくれたのですが、今のよう、幼児の強制執行というのありません。今ならば、小学校の低学年くらいまでならば、執行官と一緒に子供を引き渡しの執行をすることができます。執行といっても、非常に神経を使って、子どもがなるべく傷つかないように、相手をまず説得する方法です。しかし、当時はそのような方法はなかったので、判決はもらったけれども、どうしようもなく、結局、相手の家まで、弁護士が依頼者である母親と一緒に子どもをもらいに行きました。しかし、渡すから何時に来いと言われたけれども渡してくれない。渡してほしい、渡さないというやり取りをしているうちに、子供が泣き出しました。子供もとても傷つきますよね。結局、引き取れなくて、そのままにしばらくになった。実際には父親でなく、その親、祖父母が世話をしていました。こんな事件がありました。

そんな事件の経験を重ねていくうちに……、こんなつらい話をしていると、皆さんの顔がだんだん深刻になっていきますね。すみません、法律家の仕事は楽しいかという題なのに、つらいかという話をしています。その事件では、相手から私も暴力を振るわれましたし、私も初めての経験で本当に驚いたけれど、そこから強くなりました。そういう事件を見ているうちに、離婚をする時に、子どもをめぐって争うと、あなたの方がよくない、私の方がいい、あなたはこんな悪いことをしたじゃないかとお互いに膨大なエネルギーをかけて非難しあう、家庭裁判所の調査官が調査し、裁判官が決定していくというプロセスを見ていて、これを逆にできないかと思います。どのようにして離婚後も父母が協力するかということにエネルギーを使えないかと。父母が離婚して子どもは片方と会えなくなるという結果になるのではなくて、というようなことをだんだん思うようになりました。つらい話をしましたけれども、私はこういう事案に取り組むのが大好きです。逆に、こういう家事事件が嫌いという弁護士もいます。これはもう、個人の特性であってなんともいえないです。依頼者の人生や相手方がとっぴり四つで組み合うと、本人が眠れない不安な場面では、弁護士も眠れなかつたりします。まあ、この年になると、さすがにそのストレスは身に応えるようになってきましたが、ハラハラします。ですけれども、依頼者から信頼をしてもらって、依頼者と協力しながら、どちらも一緒に頑張らなければならない、そして、ゴールに向かいます。判決が出た、あるいは和解ができたというのも一つのゴールです。ただし、まだその先の人生があります。というような、人の気持ち、心配ごとにくっつき寄り添って仕事をするのは、私は大好きです。

そんなことをしているうちに、弁護士6、7年目の頃に、変わった相談、依頼を受けました。お名前はオープンにされているのですが、Sさんという大学教授の女性の方のご依頼です。ある国立大学に赴任

するまで、別の大学では、Sさんという姓で授業もできたし、シラバスも書くことができました。Sは、結婚前の姓であり戸籍上の姓ではありませんでした。しかし、ある大学に移った途端に、Sを使つてはいけなと言われてしまいます。たとえば、皆さん、今私が「榊原」という名前で講義をする、皆さんも「榊原」って呼んでくれる、だけど皆さんが私の大学の研究室に尋ねて行こうとすると、榊原という名前がどこにも書かれていない、部屋がわからない、シラバスにも榊原という名前での講義はない、こんな状況でした。大学の図書館には教授の授業の教科書の本が入っています。この学校では、Sさんの同じ本が3冊入っていました。本の背表紙には著者名が書かれますね。その背表紙のところに、Sではない戸籍姓を書いた紙が貼り付けてありました。笑い話のようですが、それほど大学を管理する人たちはこだわっておられました。きっとこの青山学院大学ではそのようなことはありえないですね。

20年以上たった今、そんな大学は聞きません。しかし、高校では今も時々似たことが起きています。Sさんの場合、これが苦痛でしうがなく、裁判をしたいとのことでした。姓のことで裁判までしたいという人は珍しいかもしれません。しかし、ご本人にとって、研究は人生そのものです。趣味は研究、後世に残る研究をすることが自分のいきがいという方でした。大学の先生たちは、文科省に科学研究費の申請をします。研究の必要性・独自性を認めてもらって採用されれば研究費が支給されます。その申請をS姓でできないというのは、彼女にとっては、死ねと言われてるのに等しいとおっしゃっていました。なかなか、研究者でないとわかりにくいことかもしれません。二つの姓、つまり旧姓と新姓で論文が出ると、事情を知らない他の研究者からみれば、同じ研究分野の人が二人いるというふうに見えます。後から出た論文は、前の人の研究から一部盗用したんじゃないかとも見えてしまいます。研究の独自性がないようにも見えます。そこで、一つの姓で貫きたいわけです。

この通称使用の裁判を、友人の弁護士と3人で始めました。第一審の地裁の段階では、裁判所の反応はあまり良くなく、敗訴しました。長年使った通称は、法律の保護の対象になる可能性はあるけれども、本件では大人数の公務員の管理には戸籍姓を使うのがベストなので保護しませんと、わかりやすく言うところな内容でした。地裁判決に対しては新聞などのマスコミが強く批判しました。そして、高裁に控訴しますと、今度は、ガラッと雰囲気が変わりました。高裁では、書面での双方の主張の交換がおおむねいきたところで、裁判長は、絶対にこれは和解で終わらせるという強い決意で和解をすすめてくださいました。裁判には一審から入れて約3、4年かかったと思うのですが、とうとう国と和解をすることができました。通称が使用できる範囲を増やし、授業もできるようになりました。判決後、文科省は、Sさんだけではなく、すべての研究者について、科学研究費の申請を通称でできるように変更しました。

その過程には、裁判を応援してくれたたくさんの人がいました。同じように苦労してきたたくさんの大学の先生達や、あるいはすでに通称を職場で使用できている先生達が、陳述書を書いてくださいました。また、今でいえば経産省ですが、国家公務員ですけれども、通称で良いという職場があり、資料を送付してくださいました。自治体の通称使用条例もだんだん増えていきました。通称使用を認める大阪府の職員条例ほか、証拠がいっぱい集まってきました。たくさんの人が協力をしてくださって、みんな

で裁判をしたという感じです。裁判の途中には、自然に、「支える会」ができて、ニュースを発行してくださったり、裁判を育てていってくださいました。

裁判の後に、大阪地方裁判所で 2001 (平成 13) 年に、ある大阪の会社の判決がありました (大阪地判平 13.3.29 労働判例 829 号 91 頁)。被告は民間の会社です。この会社である夫婦と一緒に働いていました。夫が先に退職します。夫婦一緒に働いているときは、姓が同じだと、小さな会社では面倒です。例えば、「〇〇さん」と呼ばれても、二人のうちどちらが呼ばれたのかわからない。そこで、その会社では夫婦がともにいたときは、妻は旧姓を名乗ることができていました。ところが、夫が辞めた後、会社は戸籍姓を使うことを残った妻に強制し始めました。そこで、この女性が会社を訴えました。すると、わずかですけれども、人格権侵害であるとして、精神的な苦痛に対して 50 万円の慰謝料の支払いを命じました。日本の判決での慰謝料は低いです。アメリカの裁判ならば、同様の事案でも、2 桁違うかもしれません。しかし、お金の問題ではないのです。裁判所が違法であると認め、権利を回復できることに大変な価値があります。また、さきほどの、S さんという方の裁判があって、次の裁判でこのように発展したのだと思います。こういうように権利は、成長して発展していきます。

今、夫の氏を選んで結婚している夫婦の割合は、まだ 96%位です。今の家族法ができた戦後から、すでに 67~68 年たっていますけれども、これが、5 割になることは、このままではないでしょう。しかし、実際には、女性たちは工夫をしています。オウチーノ総研という研究所のアンケートですけれども、20 代で見ると 25%位、つまり約 4 分の 1 の人が、職場で旧姓を名乗っています。皆さんの中でも Facebook を使っている人は多いと思いますが、結婚後は旧姓と新姓の両方で登録している人及び旧姓だけで登録している人の合計は 42%位になります。結婚改姓した 20 代の人のうち、半分近くが旧姓を維持しているわけです。今は、そういう時代なのですね。皆さん、わかりますよね。結婚後も旧姓を登録しておかないと、結婚前の知り合いから、友達として探してもらえない、友達申請をしてもらえないですね。私は 60 歳ですが、学生時代の、45 年くらい前の友達から承認申請が来ます。それで、人生で 2 度と会うことはないだろうと思っていた人と、45 年ぶりで会ったりできるのです。面白い時代ですね。一貫した名前がなければ、こういうことはできません。

さて、そんな裁判をしていたら、今度は、夫婦とも姓を変えたくないのに、事実婚をしていたら、子どもが生まれたという事案に出会いました。住民票には、「続柄欄」というものがあります。このサンプルでは、妻なので「妻」と書いてあります。これが子どもの場合、少し前までは「長男」「長女」「次女」「三女」という書き方と、それとは別に「子」という書き方がありました。「養子」という表記もあります。法律上の親子でない場合には、「特別縁故者」とか、「同居者」とか書く場合もあります。

こうして、以前は、子どもと親の法的な関係が一見して明瞭にわかるようになっていたのです。今よりも住民票は取りやすく、誰でも閲覧できました。15 年くらい前のことです。親である自分たちが事実婚をしたために、子どもが住民票の記載で不利益を受ける。これを解決したいので裁判をしたいという方たちでした。この事案でも、勝てる見込みはあまり持てなかったのですけれども、やってみましょ

うということで裁判を始めました。すると、東京高裁で、住民票に「子」と記載されるということは、その子が婚外子である、非嫡出子であるということを暴露するものであって、個人にとって不利な内容を第三者に曝すもので、プライバシーの侵害にあたる、憲法 13 条に由来するプライバシーを侵害すると判断されました。そしてもう一つは、法の下に平等に反し憲法 14 条違反であるとの結論を得ることができました。そして、不思議なのですが、そういう判決が出るほんの 1、2 か月前に、国(当時の自治省)は通達を改定して、住民票の記載方法をすべて「子」に変えました。こんな風に、司法というものが、行政を変える力を持っているのです。市民の声を聞こうという首长さんも多いです、当事者の頑張りで政治が動くことは多いと思います。しかし、なかなか動かないものもあります。しかし、そのときにも、司法は、確実に行政を変える力を持っています。その一例です。

次に、この住民票の裁判をしているうちにですね、その裁判を傍聴しに来ていた人の中から、婚外子である自分の相続のことで代理人になってほしいという依頼を受けました。20 年以上前です。去年、最高裁の大法廷で、婚外子と婚内子の相続分が 1 対 2 だという民法は法の下に平等に反し、違憲で無効だという決定が出ましたね。これと同じ論点です。20 年前に受任したその相続の事案では、お母さんは 1 回結婚して、お姉さんを産みます。お姉さんは婚内子です。このお母さんは、申立人のお父さんと交際をし、申立人を出産します。その時に父には妻がいます。そこで、申立人は婚外子になります。申立人は、長く、母と姉の 3 人で暮らします。仲良く暮らしていたそうです。

ところが、お母さんが亡くなって相続の問題が起き、申立人と姉は 1 対 2 の割合で相続したそうです。その経験から、法律はおかしいと思い始めたところ、間もなく、今度はお父さんが亡くなります。また、相続が開始します。相続が開始するって変な言い方ですけども、人が亡くなったら、相続を原因として財産が当然に承継されます。そのことにつき、「相続が開始する」と条文に書いています。この件では、相続人は、その妻、父の前妻との間の子である婚内子が一人、そして婚外子である申立人の 3 人でした。ここでもまた、子どもの相続割合は、婚内子と婚外子で 2 対 1 になります。この依頼者は、このときには、「自分の価値は半分であると言われているに等しく、法律はおかしい。」と確信します。そして、遺産分割の裁判で争って、1993 年に、東京高裁で憲法違反であるという決定が最初に出ます。その後、いろいろな事案で何人かの人が裁判で違憲性を争い、去年の大法廷の違憲決定に至りました。ここまで 20 年です。皆さん、いかがでしょうか。少し時間が長すぎないですか。法律や制度にここはおかしいということがあるとき、その修正がもう少し早い国になってほしくないでしょうか。是非、若い皆さんの力で、そういう活力のある社会にしてほしいと思うのです。

この最高裁判所決定の一部を少し読みます。「昭和 22 年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢および我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘…条約の人権委員会です…からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘……最高裁で反対意見の表明があつて、違憲だと、憲法違反だという意見が多数表

明されてきました...等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかである」「そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものということができる。」と述べて、憲法違反であるという結論を出しました。非常にシンプルな理由づけです。「個人として尊重し」というところは、憲法の13条、24条にある個人の尊厳、個人の尊重をとりこんだ判例ですね。

決定後、昨年の12月に民法が改正しました。新聞の写真はその時の国会の午前零時16分のもので。この方たちは、それまで裁判で闘っていた原告らです。1993年に最初に憲法違反の決定を得た女性、住民票の続柄や戸籍の続柄の婚外子の表記の訂正を、20年以上裁判でたたかってきた方たちです。最後の法改正まで国会で見届けていたのですね。

泉さんという元最高裁の判事さんが、雑誌『世界』で司法の意義を力説されています。ご自身が在任中、この問題で反対意見、少数意見を書かれ、「多数決原理の民主制の過程において、本件のような少数グループは代表を得ることが困難な立場にあり、司法による救済が求められている」と決定の中で書いておられました。刑法の尊属殺の重罰規定について憲法14条違反であるという最高裁の違憲判決があったのですが、22年間、国会が放置し、改正までに22年間かかりました。選挙訴訟、議員定数不均衡の訴訟、これは皆さん、今も、問われ続けているのでよくご存じと思いますが、違憲判決が出て、やはり放置されています。司法はもっと積極的になるべきだと泉さんはおっしゃっています。

もう1つ別の訴訟のお話をしたいと思います。1996年に法務省は、選択的夫婦別姓の法案を作ったのですが、すでに18年間、棚ざらしになっています。立法的不作為が長期に及び、不作為が違法性を帯びているという訴訟をしています。これは現在進行中です。この訴訟では、申先生にも、国際人権法の立場から素晴らしい意見書を書いていただきました。訴訟を支える会のサイトにアップされています。これまでたくさんの研究者の方のご協力を得ました。今、最高裁に上告中です。これが原告の人たちです。

今日は、「法律家の仕事は面白いか」という題なので、ぜひ面白い話をしたいと思って、パワポに入れました。原告と弁護団を合わせると24人になります。この写真のように、裁判の後に報告会をし、みんなで意見交換・情報交換をします。この方が原告の一人です。提訴時75歳で、高校の社会の教員をされていた富山の方です。ご自身は糖尿病があるので、「自分はそんなに長生きできないので、生きているうちに戸籍姓を旧姓に戻したい」と切々と訴えておられます。教員の時期、校長先生に、結婚したことを学校に届け出ていないことが見つかって叱られ、やむなく婚姻後の夫の姓に変えて授業をするようになったそうです。私立の学校ですので、逆らえば首になると思い、やむなくそうされたそうです。今ならば、国家公務員についての通称使用を保護する人事院の通知がありまして、教員が通称使用を制限されることはほとんどありません。

こうしてみると、同じ問題で困っている人はたくさんいても、誰しも裁判などできるわけではなく、

誰か特別元気で力がある人が裁判をしてくれているようにも思います。裁判では、まず、当事者が頑張って証言をする、陳述書を書く。研究者の方は法律の意見書を書いてくださる、弁護士の代理人はそれらを申立人の法律的主張に高めて論戦します。裁判官はそれを見て考えて、判決を書きます。判決は公表されますので、社会から評価されたり、されなかったりします。判決が憲法違反だ、あることが違法だということを示せば、立法がそれに応えて法改正します。とても長い時間がかかる場合もありますけれども、こんな風に社会が動いていきます。

裁判の途中でも、地裁から最高裁に行くまでの間の成長・展開というものもあります。地裁判決が出ると、その判決が判例集に載る、すると初めて知る研究者の方が評釈を書いて法律論を発展させてくださる、論文を書いてくださる。それを今度、控訴審では、弁護士が書証として出したり、主張にとりこんで展開をします。そうして深まっていきます。高裁判決が出ると、また研究者の評釈が出る、あるいは世論の反応が明らかになる、賛成が多いかそうでないかわかります。裁判官も世論、判決についての評判を結構気にしています。自分が書いた判決が受け入れられるのか、反対されるのか、また最後は最高裁までいくことが予想されるならば、上級審で下級審判決をどのように見るかということも気にされています。こんな形で、司法は膨大な人のエネルギーを使いながら発展していく場所です。

今の政治の中で、こういう風にならなけりと思ふけれども変わらないときに、最後に訴える手段は司法ですよね。今のロースクール出身の方は、行政法、行政訴訟法を必修として勉強しているの、多分、私がしてきたよりははるかに行政訴訟は楽だと思います。私は行政法を履修しないまま法学部を卒業し、受験しました。そして弁護士になつたらいきなり行政訴訟をしたのですから大変でした。本はいっぱい買つてきて読みましたが、何か、自信のないまま、心細い思いをしながら裁判をしてきました。

しかし、今は、行政訴訟をする力をもつた方がたくさんおられるので是非その力を生かしてほしいと思います。別姓訴訟の弁護団の中でも、年上の方の中には、憲法の教科書をもう持っていない、処分してしまったという人もいました。事務所にも置いていない、1冊もという方もいます。しかし、最近弁護団に入った弁護士2年目の人が4人ほどいるのですけれども、頭の中は憲法の最新の理論でいっぱいです。議論するだけでも、とても楽しそうです、勉強してきたことが使えて、文書に書いて裁判所に出せると。それはそれは嬉々として裁判をされています。そういう若い方の力を見ていると、こちらも励まされ、頑張らなければと思います。

さまざまな年齢の者が一緒に裁判をすることで、法曹界全体としては、いろいろなノウハウを後輩に伝達していくことができます。裁判だけではなく。例えば、阪神淡路大震災の時の法律相談・解決のノウハウは、東日本大震災で生きました。しかし、また全然違う問題にもぶつかります。例えば、浪江町で、町が町民を代表して申立人になって損害賠償請求の交渉をし、町民全員ひとりひとりが裁判をしなくてもできるノウハウを残しましたね。これはまた、次の時に生きていくと思います。

皆さんは大学を出たら働くと思いますが、何のために働きますか。まず、お金を稼ぐためですが、今は少しは豊かな時代ですから、まずは自分のためです。ただ、いろんな仕事の中でも、法律家の

仕事というのは、社会のためとか、困っている人のために役に立ちたいということの要素の非常に強い仕事です。紛争や人権侵害を解決したことが喜びになるという職業です。そんな生き甲斐を得たい、社会のために役立ちたいという人には、とてもマッチしたい仕事です。そういう熱意のある人には是非、法曹を志してほしいと思います。ロースクールの危機だとか、予備試験の問題などと、いろいろ言われていますが、変わるものと、やはり変わらないものがあると思います。

社会の問題、紛争の数は減るわけではなくて、増える印象がありますし、ニーズが時代とともに変わっていきます。私がもう一つ、いましばらく取り組みたいと思っていることがあります。最初に事例を申し上げたような子供の取り扱いや面会交流の事案です。最近、裁判所は面会交流を積極的に認める方向に変わったのですが、子供を育てている側が「会わせたくない」といえば、別居親は取り下げて諦めるしかなかった時代が長くありました。最近では、家庭裁判所が積極的にになったことは評価したいのですが、一方で、父母の葛藤が非常に強くて命じるだけでは実現できないような事案や、監護親が非監護親の暴力により PTSD の症状を持っている事案まで命じられることがあるようになりました。裁判紛争に至るよりもっと前に、適切な専門家の相談を受け、場合によっては第三者が仲介して、あるいはカウンセリングや治療を併用して、紛争の解決を支援できる裁判外のシステムが欲しいということを、研究者、自治体の方、裁判外の ADR で頑張ってきた方等と一緒に取り組み始めています。そこにも若い1年生の法律家が熱心に参加してくれています。また、裁判外でいろんな取り組みをしていますと、ロースクールを出たけれど司法試験に受からなかった、しかし、法的知識を最大限生かせる仕事について頑張っているという方に出会うことも少なくありません。

最後にですが、皆さんには、今、ここで勉強できるという幸せを感じて、しっかり大学では勉強してくださいということを申し上げたいと思います。家事事件を扱っていると、ひとり親家庭の人の事案をたくさん扱います。この中にも、奨学金で勉強されておられる方もいるかもしれません。今、私が扱っている事件で紹介しますと、15 年位前に離婚され、お母さんが二人の子供を育ててきました。特段、資格はありませんので、月収が月曜から金曜までフルタイムで働いて約 10 万円です。皆さんもアルバイトをしてみるとわかると思うのですが、都内で時給 800 円から 850 円位のバイトをして、1 日 7 時間、週 5 日働くと、大体 11 万円位になります。ここから健康保険料を引くと 10 万円くらいになってしまいまね。これでは、3 人で生活ができないので、このお母さんは、土曜日も日曜日も働きます。一番多いときは、職場を 3 か所掛け持ち、トリプルワークです。それでも、子供さんは偉いと思いますが、自分たちの意思で大学まで 2 人とも行きました。奨学金で。しかも複数の奨学金です。奨学金をもらって四年制の大学に行ったら、卒業時に、学科の種類にもよりますが、元本だけで 500 万円から 550 万円位の借金が残ります。最近もテレビでもしていましたが、日本学生支援機構の奨学金であったとしても、利息が付き、社会人になってからも長期にわたって返済しなければなりません。でも、そうしてでも行きたくて大学で勉強している方がいる、あるいは逆にお金の都合がつかず来れなかった人がいるということです。ですから、大学に通学できる皆さんには、是非、勉強を頑張してほしいと思うのです。

もう一つ、加えて申し上げますと、私の下の娘が今 29 歳ですが、結婚して、子供二人をもうけて家庭生活を営んでいます。今年、1 歳になった子を保育園に預けて、4 月に大学に入学しました。何歳になっても勉強はできると思います。やり直しはききます。しかし、勉強するのに最も適切な年齢もやはりあると本人は言っています。それは多分、皆さんの今の時期なのだと思います。記憶力・集中力があり、独り身で勉強に集中できる時代なのです。ですので、是非、今の幸せをかみしめて勉強に頑張ってくださいと思います。

大変、散漫な話で恐縮ですが、終わります。どうもありがとうございました。

司会（法務研究科・久保教授）：

榊原先生、いろいろと興味深いお話をありがとうございました。先生がなぜ弁護士を志したか、私も同じ世代なので、あの頃の公害事件の報道などを思い出しました。弁護士になられてからは、通称使用を認めもらうための裁判や非嫡出子の相続差別を争う裁判などに取り組まれたとのことでした。裁判を進めながら行政の方を動かしていく、そういうお話も大変興味深いものでした。最後は、若い皆さんに向けての色々なメッセージをくださいました。私の見るところ、榊原先生は話したいことがもったたくさんあるのだと思います。ただ、時間の制約があるものですから……。そこで、今度は皆さんのほうから、いろいろな質問を出していただきたい。そうすると、先生からいろいろな答えが返ってくると思いますので、どなたからでも結構です。どうぞ挙手してください、遠慮しないで。

質問者（法務研究科 2 年生）：

榊原先生は家事事件のスペシャリストとうかがっています。家事事件の分野で専門的にお仕事をされていくというのは、……どういう過程を経てスペシャリストになられたのかに興味があるんですけども。たまたま受任された事件をきっかけにして、そこで結果を出していくことによって、その分野で専門的な弁護士になられたのかどうか、聞かせていただけますか。

榊原先生：

はい。質問ありがとうございます。今は、家事事件も弁護士の間で大人気なのです。事件数が増えているのが家事事件だけで、民事事件・刑事事件・少年事件は減っていつています。人口が減ってきたことと関係しているかと思います。しかし、私が弁護士になった頃は、家事事件は嫌われていました。時間がかかる割に収入が少ない、依頼者の感情的な愚痴も聞かなければならない、大変であると。離婚裁判でいえば、今では、証人尋問は、原告・被告各自に 1 時間ずつ合計 2 時間で終わるのです。しかし、約 33 年前は、今日が弁論の日で次が証人尋問の日とすると、3 か月後の 8 月によりやく原告の主尋問。その 3 か月後に原告の反対尋問、その 3 か月後に被告の主尋問、その 3 か月後に被告の反対尋問と。これで 1 年たってしまいます。弁護士はその都度、長い記録を読み起こし、忘れた頃に記録を読み、裁判

をしました。判決まで、2, 3年かかることは珍しくありませんでした。女性弁護士だから女性からの家事事件の依頼が来やすいのですが、だからといって、そういう事件をしたくないという女性弁護士もいました。敢えて経済事件を主にし、銀行の顧問になっていく女性弁護士もいました。私は先ほど申し上げたみたいに、もともと家庭の中の上下関係だとか、誰かが誰かに圧迫されていて声を出せない人がいるということに、非常に関心があったので、最初から家事事件を志向しました。当時、「ニコニコ離婚講座」というのを主催されている方がおられ、その方と一緒に講座を担当されていた弁護士さんがおられ、その方のところに最初、入所させていただきました。

そういう事務所でしたので、離婚事件や相続事件は最初から多かったのですが、それでも、外にも目を向けて、仕事の半分くらいは他のいろいろな事件を扱いました。交通事故、消費者被害、破産事件、医療事件、ひととおり今でいう町弁が扱う事案を経験しました。しかし、いろいろしているうちに、私は家事事件が一番面白く感じるようになりました。私は、感情もたつぷり入った人間的な作業が好きでした。そして、だんだん8割くらいが家事事件になっていきました。家事事件を日頃扱っていることとも関係して、今日ご紹介したような少し変わった憲法裁判もしました。たぶん、専門は、1つでなく2, 3持てると思います。1つに限らなくていいと思います。

司会：

よろしいですか。さて、今日は特別ゲストとして、本学法学部教授で、国際人権法の専門家である申先生をお招きしています。先ほどのお話にも、申先生のお名前が出ていました。申先生から一言、ご発言をお願いしたいと思います。

申教授：

今日は貴重なお話をありがとうございました。榊原先生が、当事者の方に寄り添うかたちで、事件を一つ一つ丁寧にやってこられたという様子が、よく伝わってきました。

私は国際人権法という分野を専攻しているのですが、やはり弁護士の方の役割というか存在はとても貴重だと常々思っています。弁護士の方が事件を担当されて、判例につなげて下さるからというのがありますが、それだけではなくて、やはり、弁護士の方が一番、人権問題の現場、当事者に一番近いところにいらっしゃるというのがあります。個々人が生きていく中で直面するいろいろな問題を、弁護士の方が汲み上げて訴訟にして、そして裁判で闘っていくプロセスがあり、そのプロセスがあって判例が作られているということが、とても貴重だと思っています。特に、国際人権法は、日本国内ではあまり馴染みがないというか、身近に感じられにくい分野なので、この分野をやっていると、弁護士さんの存在を特に貴重に感じます。

というのは、日本の憲法にももちろん、立派な人権規定がたくさんあって、憲法の解釈で解決できる問題もたくさんあるのですが、人権については、日本が入っている人権条約というものもあります。国

国際人権規約とか女性差別撤廃条約とか、いろいろな条約があるのですが、そういう条約の規定の方が、憲法の人権規定よりももっと詳しく、人権保障について規定していることも多いんですね。そして、実際にいろいろな問題に直面して困っている当事者の人たちの中には、「ああ、日本の憲法の考え方はこうだけれど、国際人権法というのを見てみたら、やはり私の考えていることは正しいんじゃないか」というふうに思われたり、これを使って、何とか今の日本の法律とか制度を変えられないかと思われたりする方が、結構多いのです。そういうときに、弁護士の方が、国際人権法を訴訟の中で積極的に使っていかうとして下さることが増えています。そのようにして、国際人権法の考え方を取り入れながら、日本国内で法解釈や制度をより良いものに変えていこうとするプロセスの中で、弁護士の方々の存在はとても貴重だと思っています。

例えば、夫婦別姓訴訟について先ほど触れられましたけれども、これは国際人権法的にいうと、女性差別撤廃条約に絡む問題です。日本の民法だと、結婚した夫婦は必ず一つの名字に統一しなくてはいけないですよ。民法では、男の姓でなくてはならないとは書いておらず、どちらか一方の姓ということなのですが、実際には96%のカップルが、男性の方の姓を選んでいるわけです。もちろん、中には、自分は進んで夫の姓になりたいという女性もいますけれど、夫とか夫の家族の期待や、社会的なプレッシャーがあつて、やむを得ず変えているという人も結構います。やむを得ず夫の姓に変えているけれども、いろいろな不便や不利益に苦しんでいるという人が、たくさん世の中にいるわけです。夫婦別姓訴訟の原告の方々も、そのような人たちです。女性差別撤廃条約は、女性差別的な法律を国は改正しなくてはならないと定めています。そして、条約上の女性差別の定義は、女性を差別しようという「意図」があるものでなくとも、女性差別の「効果」があるものというものも含むということになっています。

そうすると、日本の民法は、どちらかの名字とは言っているけれども、実際には女性に圧倒的な多くの負担を与えているということで、差別的な「効果」があると考えることができる。この訴訟では、そういう観点から、私は国際人権法に関する意見書を書きました。実際、特に、過去の業績のある研究者の方とか、自分の名前が取引先との関係を持ってきた方など、自分の名前が変わってしまうと本当に自分がいなくなってしまうように辛い思いや不便な思いをする方が多くいるわけですが、やはり条約の観点からすると、もっぱら女性がそのような差別的な扱いを受けるのはおかしい、ということが出てくるのです。ですので、弁護士の方がこのようにして、原告の方の切実な思いを汲み上げ、裁判で闘って下さる、そのプロセスこそが非常に貴重だと思っています。

もう一つのコメントとしては、先ほどのスライドの中で、婚外子に対する相続分差別に関する去年の最高裁大法廷決定の抜粋にふれられている部分についてです。この決定について私が意義深いと思うのは、最高裁が、人権条約に少し言及してくれている箇所です。子どもは平等であり差別を受けるべきではないということについて、現代は家族形態も多様化し社会意識も変化したということを述べると同時に、我が国が批准した国際人権規約や子どもの権利条約に照らしても、子どもは差別してはならない、として人権条約に言及しています。それだけではなく、この判決では、条約で作られた委員会から日本

が受けていた指摘についても、ふれているのです。人権条約では、条約で設置された委員会が、定期的に、条約締約国に報告書を出させて、それを審査するのですが、審査後に、「総括所見」というものを出して、「当事国の法律はここが条約の規定と合わないから改正すべきだ」というようなことを述べたりします。日本法上の婚外子差別については、もうずいぶん前から、子どもの権利条約を始め、いろいろな人権条約の委員会から指摘を受けていました。昨年の決定で最高裁が、人権条約の規定だけでなく、委員会の総括所見についても言及したのは、最高裁として初めてのことで、画期的だったと思っています。

今日は、いろいろ印象的なお話が聞けて、また学生さんにも貴重なアドバイスをいただくことができました。本当にありがとうございました。私からは以上です。

榊原先生：

申先生、ありがとうございます。つい日本の裁判所では憲法が主で条約は一段下がったような形になりがちですが、実際には、裁判所も条約のことを非常に気にしていると思います。

住民票の裁判をしたときには、当事者や支援の人たちが、裁判で勉強しながら変わっていくことを経験しました。原告のご夫婦は、武蔵野市の自治体の職員の方ですが、地裁あるいは高裁の審理の途中から、自分たちで条約の日本の審査の時にですね、休暇をとって、支援の人たちと一緒に政府報告書とは異なる報告を記載したカウンターレポートを準備してジュネーブ等までいくようになったのです。英訳して、日本ではこんなことが起きている、おかしい、これを議論してほしいと条約の委員会のメンバーの人たちに訴えにいきました。委員の方たちは、ランチブリーフィングなど、いろいろな隙間の時間に、カウンターレポートの話を聞いてくれるのです。政府報告書だけでは本当の情報が入らないと委員は知っています。ある時期からは、毎回、審査のたびに通うようになります。そしてその結果、人権委員会は、日本に対して、こういう問題があり解決すべきという意見・コメントを出してくれます。こういうことを裁判の間、繰り返していました。裁判の当事者や支援者がすごいなと思いました。

こういう風に条約は使えるなと思った最初のきっかけは確か、自由権規約、国際人権規約の一つですが、1989年頃に出た *general comment* です。日本に宛てたものではなく、加盟国全体に宛てて出されたものです。その中で、婚外子差別は条約に反するという一文があったのです。申先生がおっしゃってくださったように、日本の憲法にはそんなことは何も書いていない。だけど、日本が批准した条約はこんなことを明文で言っているというのは、本当に目から鱗でした。これは使える、と思いました。が、どうやって本当に使えるかはまた別の話でまだわからない、使い方もだんだん裁判をしながらこつをつかんでいきました。しかし、実際にはまだうまく使えていないのです。今進行中の夫婦別姓訴訟では、直接適用できるかがまさに争点です。日本で本当に裁判規範としてストレートに使えるようにするのは、まだこれからです。

司会：

申先生、榊原先生、ありがとうございました。では、再び質問を受け付けたいと思います。

レンツ教授：

こんにちは。法務研究科でドイツ法、EU 法を担当しておりますレンツと申します。私は感想だけではなくて、質問という形でお願いしたいと思います。まず、非常に簡単な質問として、「法律家の仕事は面白いか」という表題ですが、答えは「はい」でよろしいのでしょうか。多分そうだと思いますけれども確認の意味で。もうちょっと複雑な質問として、これは面白いかということは、弁護士の立場から見て面白いかというのが今の講演の大半であったんですが、逆に学生の立場から、学生から見て法律は面白いのか。あまり時間がないのですが、簡単にいうと、選択的に考えた場合に、面白く感じたほうが、最後に言った、勉強のやる気になると私は考えていますので、むしろ、どうやって、学生の時から法律が面白くなるのかということを、もう一つ質問したいと思います。

榊原先生：

とても貴重な、ズバリの質問をありがとうございます。

面白い、と言われたら、素直に「面白い」とお答えしたいと思います。辛い、苦しいこともあります。これも確かで、眠れない、そして胃が痛い、病気になる人もいます。たった一つの事件のために。中には事件の相手方に殺された弁護士もいます。皆さんが普通の日常生活では出会わないような、人を非常に憎んでいる人、自分中心な人にも多数出会うかもしれません。鬱々とした気分になることもあります。だけど、だからこそ、それも含めて人間が好きで、関わっていかうと思う方にはとてもお勧めの仕事だと思います。

私も学生時代は、法律は不得意で、あまり好きではありませんでした。特に、訴訟法になると本当にわからない、手形法なんてますますわからないと。ただ、本当に何がやりたいかということを少しでも見つけて、エクスターンなどで具体的に法律家に接触してイメージを作ることは大さいかと思います。こういう法律家になりたいという具体的なイメージをつかむことです。まだ、来年、再来年が受験いう方は、それまでに時間があるのでできるだけたくさんの法律家に会っていただくと、いいかと思います。

質問者（法務研究科2年生）：

本日は大変貴重なお話をありがとうございました。私からは質問を一つと意見を一つ、させていただきたいのですが。質問としては、レジメの1頁にありました、裁判官と検察官の女性の法曹家の採用割合が増えているというお話だったのですが、こちらについて、育児休業制度が充実しているからではないかというお話があったのですが、弁護士の女性の採用を増やすために、先生の事務所では何か特別な制度等、取り入れていらっしゃるがありましたら教えていただければと思います。それから、ちょ

っと話がずれてしまうかもしれないのですが、最後の5頁のレジュメにありました、夫婦別姓の原告の方のお話で、原告の方が糖尿病を患っていらっしゃるので長生きができないのではというお話があったのですけれども。私も1型の糖尿病を患ってしまして、もともと法曹を目指そうと思ったきっかけが、社会的に、糖尿病とか何らかの持病を持っている人が社会的に……。確かに糖尿病は合併症のリスクはあるんですけれども、適切な治療を行ってれば、そこまでほかの人との差があるわけではないのに、社会的に不利益を受けている人たちを、同じ患者の目線で変えていければという思いで、法曹家を目指していたので、ちょっとその所が気になって……。持病があつての個人として尊重される社会というものを目指していければという思いがあるので、気になったので、意見として言わせていただきました。

榊原先生：

ありがとうございます。人数の少ない事務所ですので、弁護士への細かいルールはありません。事務員さんに対しては、事情に合わせて厚く、いろいろ考えています。というのはですね、本当に欲しい良いと思う事務員さん、あるいは弁護士はですね、どんな条件を与えてでも残ってほしい、あるいはいったん辞めてでも戻ってほしいと思うものなのです。弁護士は、もともと労働者ではないので、規制は何もありません。経費を分担していれば、極端にいえば、何か月休んでもいいのです。ただ、子育て中にも経費をちゃんと払えるか、例えば証人尋問の日に子供が熱を出したらどう対応するのか、こういう繰り返してきた課題を、都度皆で共有するという感じでしょうか。6人のメンバーのうち、私はもう孫のいる世代になっていますが、子育て経験がまだないのは一人だけでして、お互い苦勞も喜びも自然に共有している感じです。

それから、裁判官と検察官の女性が増えたのは、育休があるというのもありますけれども、国として、男女共同参画の目標の1つとして、指導的な地位の女性の割合を2020年までに3割までに高めるというのがある、これも影響していると思います。

後のご意見、これは本当に申し訳ありません。これは、原告ご本人がいつも公開の場でもおっしゃるそのまま申し上げてしまったということで、ご了解ください。弱点を持っていない人は、いないと思います。それぞれ何か弱点を持っていて、それでもありのままでいられる社会をとということに、本当に賛成いたします。失礼しました。

司会：

よろしいですか。それでは、まだ質問のある方がいるかもしれませんが、予定の時間になりましたので、今日の講演会をこれで終了させていただきます。最後に、法務研究科の山崎研究科長から御礼と閉会のご挨拶がございます。

山崎研究科長：

榊原先生、本当にありがとうございました。榊原先生は、ご紹介にあったと思いますけれども、もちろん、特に人権とか家事、こういう著名事件でご活躍の先生でいらっしゃると思います。加えて、私どもにとって大変ありがたいことに、法科大学院の教職もご経験の先生です。こういう先生に、このような講演会においでいただきまして、大変にありがたく存じます。私、実はですね、冒頭ちょっと遅れてきたんです。それはですね、こんなに……パワーポイントの資料を見ていましたから、こういう面白いお話、有意義なお話を、たくさんの人に聞かせてやりたいなと思いましたから、少しバタバタしました。誠に申し訳ありませんでした。

今、法科大学院はですね、法曹志望者が減ってきたとか、合格率が低い学校があるとか、法科大学院から撤退する学校があるとか、あるいは予備試験との関係がどうかとか、とにかく、ちょっと頭の痛い話題が多すぎます。そういう中で、今日のお話って、一時、いやいや、続く話と言っていると思うのですけれども、元気の出る話をいただいたと思います。これをもってですね、元気に、小さいけれどもいい法科大学院にもっていききたいものだと思います。

この中にはですね、まだ法学部生であったり、あるいは法科大学院に入っていたりという方もいらっしゃると思います。法律家になりたいという気持ちを、きっと強められたのではないかと思います。それから、法科大学院に入ろうかどうか、という人については、こういう面白い仕事ができるのか、進んでみようときっとお考えになったと思います。それから、ここには先生方もたくさんいらっしゃいます。私たちはですね、ここに……パワーポイントの最後のスライドに、研究者との協同ということに関わるようなお話があったと思います。これも、私たちにとっては元気になれます。法科大学院ができたことのいくつかのメリットの一つに、実務家と研究者が、シンポジウムではそうでしたけれども、「あなた方は」という感じの見方をお互いがしていたような時期が実はあったように思います。それがですね、この法科大学院が10年続きました。協同するのはどちらかといったら当たり前という機運が強くなっていったのではないかと思います。そんなことを感じながら伺いました。

私はいろいろ伺ってですね、「法律家の仕事は面白いか」、ということを私の言葉で置き換えてみるとですね、これ、置き換えて間違っはいけませんよ。叱られるかもわからないんですけど、こうなんじゃないかと思ったのはですね、確かに、社会的に弱い人たちの抱えている問題を、彼らのために働く、そして問題の解決をするということなんですけれども、面白さはおそらく、ルーティンワークをするというのではなく、再々出てまいりました、裁判が成長するという言葉でしたが、私たちが少し理論的に考えていたのは、法の成長とか法の継続形成とかですね、そんなことではなかったか。規範が成長する、そこにどんなふうにも実務家、法律家がかかわっているかということではないか。つまり、少し乱暴な言い方をするとですね、フリーライドしない法律家、考えながら新しい問題を解決していく法律家、規範を打ち立てていく法律家、いい法律を作っていく法律家、こういうものじゃないかというふうに、私、実は受け止めました。

私たち法科大学院は、こじんまりした法科大学院ですけれども、日ごろ、キリスト教精神に立ってと言って、社会的弱者のことを強く意識しようということを言っていますけれども、フリーライドしない法律家、考える法律家、新しい問題をきちっと対応できる、時代に応接できる法律家を養成したいと考えておりますから、今日のお話は、そういう意味でも、「あなたがた、頑張ってくださいね」ということをメッセージとして含んでいたに違いないと、こう考えます。そういう意味で、私は研究科長として、お忙しい中、時間をお割きいただいて、先生にはおいでいただいたんですけれども、本当に、ご無理いただいたことの意味、とても大きかったと思います。最後にメッセージします。もし、この中に、青山学院大学の法科大学院に進学しようと少し考えている、あるいは、ここで勉強しているけれども他の法科大学院も少し考えているという人たちに対しても、こういう意気込みを持った私たち青学法科大学院を、どうぞ積極的に位置付けて、どうぞ入ってきてほしい。そして、入ってきている人たちは、是非、夢をかなえていってほしい、こう思います。今日は本当にありがとうございました。

榊原先生：

ありがとうございました。

司会：

それでは最後に、本日の講演会で貴重なお話、そして若い皆さんに向けて心のこもったお話をしてくださった榊原先生に、感謝の気持ちを込めて拍手をお送りしたいと思います（拍手）。